

第5回都市自治体における風評被害への対応に関する研究会 議事概要

日 時：平成26年2月5日（水）16:00～18:00

開催場所：都市センター会館7階 709会議室

出席者：門間敏幸 座長（東京農業大学）、畝山智香子 委員（国立医薬品食品衛生研究所）、
関谷直也 委員（東洋大学）、西丸巧 委員（いわき市）、佐々木貴浩 委員（港区）
（公財）日本都市センター（鳴田理事、佐野研究員、清水研究員、工藤研究員）

議事要旨：○事務局より上記議題について資料等の説明が行われた。

○その後、調査研究の論点及び報告書の構成・執筆内容等について意見交換が行われた。

【調査研究の論点について】

- 食品中の放射性物質の基準について、平成23年3月に設定された暫定規制値は食品衛生法第6条第2号（※1）に基づく食品の安全性を確保するための基準であるが、平成24年4月に施行された新基準値は、食品衛生法第11条第1項（※2）に基づく規格基準である。したがって、新基準値は食品の安全性という基準においては暫定規制値と同様ではあるものの、生産者にとってはより厳しい数値が求められるため、負担が増えているという現状もある。
- いわき市においても、福島県内の他の生産地同様に高品質な農産物については、概ね風評による影響を受けていない。しかし、市場流通においては農産物等が過剰供給基調になると、福島県産が忌避されるという傾向がある。
- 放射能についてはCM等によっても正しい情報の啓発を行っているが、現在でも福島県を除き全国的な傾向として消費者の知識がそれほど高まっていないとの意見がある一方で、検査が実施されているので安心であるという消費者の声も多く、知識が全く高まっていないわけではないとの見方もある。このような現状において、生産現場では全袋検査をいつまで継続するのかという今後に対する懸念も見受けられる。

【報告書の構成等について】

- 本報告書のタイトルについては、今後の自治体での災害に伴う風評被害への対応に寄与することを念頭に置き、「自治体の風評被害対応」を重視するとともに、「東日本大震災の事例」を副題に盛り込むこととなった。
- 本報告書に用いる用語の中で、農産物・農林水産物等については、その文脈に沿うものが望ましいため統一はせず、各執筆者が適宜使用することとする。また、放射性物質検査や放射能検査等の表現があるが、前者の放射性物質に対する検査とともに、後者の放射能も放射性物質を出す能力であるため間違いではなく、農産物・農林水産物同様、文脈に沿うよう適宜使用するものとする。

（文責：事務局）

食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）（抜粋）

- ※1 第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- ※2 第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。